

○立山町中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付要綱

昭和52年3月25日

告示第13号

改正 平成26年3月19日告示第17号

令和2年7月30日告示第114号

令和3年3月31日告示第125号

立山町中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付要綱を次のように定める。

立山町中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高年齢離職者等技能再訓練奨励金(以下「奨励金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「中高年齢離職者等」とは、35歳以上65歳までの者で、離職者又は転職しようとする者をいう。

2 年齢は、申請日現在のものとする。この場合において、計算方法は、年齢計算に関する法律(明治35年法律第50号)の規定に基づくものとする。

(平26告示17・一部改正)

(奨励金の交付)

第3条 町長は、中高年齢離職者の就職を容易にするため、町内に引き続き2年以上居住し、かつ、就職のため、公立の職業訓練施設(以下「施設」という。)に入校した者に対し、所定の課程を修了後奨励金を交付する。

2 前項の奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成19年立山町条例第2号)に規定する町税等の滞納がない者とする。

(令2告示114・一部改正)

(交付申請)

第4条 申請者は、所定の課程を修了後30日以内に立山町中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付申請書(以下「申請書」という。様式第1号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請書を審査のうえ可否を決定し、立山町中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付決定通知書(様式第2号)又は立山町中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付申請却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(平26告示17・令2告示114・一部改正)

(交付額及び交付方法)

第5条 奨励金の額は、受講期間に応じ、次の表のとおりとする。ただし、受講日数が80パーセントに満たない場合は、これを交付しないものとする。

受講期間	奨励金の額
3か月以上6か月未満	10,000円
6か月以上	15,000円

2 町長は、施設の長の受講証明(様式第4号)に基づき、前項の奨励金を交付するものとする。

(平26告示17・一部改正)

附 則

この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第17号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年告示第114号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、申請を受理しているものに係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年告示第125号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、なされた行為は、特別な定めがある場合を除き、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。